お知らせ

平成２０年４月１日から
建設業許可申請等に係る添付書類が追加されます

建設業法第８条第１号においては、建設業許可に関する欠格基準として「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が規定されています。

建設業許可の審査事務においては、様式第６号「誓約書」により確認を行っておりましたが、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」に係る審査の厳正化の観点から、建設業法施行規則が改正され（平成 20 年１月 31 日 国土交通省令第３号）、新たに法務局等の官公署が証明する書類の添付が義務づけられました。

追加される添付資料（下記①②の両方が必要となります）

①「登記されていないことの証明書」　（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）

【交付申請先】

○ 岐阜県内の申請窓口

岐阜地方法務局 戸籍課　　※ 支所・出張所では申請できません（本局のみ）
岐阜市金竜町 5-13　岐阜合同庁舎内
Tel： 058-245-3181（代表）
URL： http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/static/koseki.htm

○ 郵送による申請窓口

東京法務局 民事行政部後見登録課
〒102-8226　東京都千代田区九段南 1-1-15　九段第２合同庁舎
Tel： 03-5213-1360（ダイヤルイン）

<参考 URL>

- 法務省 HP ： 行政手続の案内・様式のオンライン提供 ― 登記されていないことの証明申請
  http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html
- 東京法務局 HP：TOPICS & お知らせ ― 成年後見登記（制度概要、身分証明書との関係 等）
  http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no6.html

②「身分証明書」　（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）

【交付申請先】　本籍地の市区町村

提出が必要となる場合

対象者

許可申請者（法人の役員、個人事業主本人、法定代理人）　及び
令第３条に規定する使用人（支店又は営業所の代表者、個人の支配人）

添付が必要となる申請・届出

・許可申請（ 新規、更新、業種追加、般・特新規等　すべての許可申請 ）
・変更届　（ 法人の役員、令第３条に規定する使用人が新たに就任した場合 ）

* 申請又は届出日前３か月以内に発行された、①②両方の証明書を添付して下さい。
* ①、②の交付申請方法については、交付申請先にお問い合わせ下さい。

適用年月日

平成２０年４月１日 以降に提出する許可申請書、変更届出書に添付が必要となります。

[参　考]

○ 国土交通省報道発表資料（平成 20 年 1 月 31 日）

建設業法施行規則等の改正の概要

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131_.html

＜問い合わせ先＞　総合政策局建設業課 TEL 03-5253-8111（内線 24734、24756）

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号）　（抄）

（法第六条第一項第六号の書類）

第四条　法第六条第一項第六号 の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。次号において同じ。）の略歴書

四　（略）

五　許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

六　許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

（氏名の変更の届出）

第七条の二　建設業者は、法第七条第一号イ若しくはロに該当する者として証明された者又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

○ 建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）　（抄）

（許可の申請）

第五条　一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員の氏名

四　個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名

（許可申請書の添付書類）

第六条　前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 ～三　（略）

四　許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五　（略）

六　前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（変更等の届出）

第十一条　許可に係る建設業者は、第五条第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。